

再採用選考（カムバック採用）制度の導入について（案）

1 趣旨

人材確保が課題となる中、公務を担う能力のある人材を積極的に確保するため、自区の退職者を再び採用することができる新たな採用制度を導入する。

2 内容

(1) 制度の導入

制度を必要とする区が導入できることとする。

(2) 採用する職種

各区で定める。ただし、物理、業務、医師、歯科医師及び幼稚園教育職員を除く。

なお、退職時の職種と同一の職種で採用するものとする。

(3) 採用時の職務の級

退職時の職務の級以下の級とする。

(4) 採用の方法

人事委員会からの委任を受けた任命権者の選考による。

(5) 選考の方法

書類審査（在職時の人事評価を含む。）、面接その他任命権者が必要と認める方法とする。

(6) 受験資格

次の要件を全て満たす者とする。

ア 平成 30 年 4 月 1 日以降に退職した者

イ 在職時の勤務経験年数が 1 年以上ある者

ウ 選考受験日の属する年度の末日において 65 歳未満の者。ただし、令和 12 年度までの間、年齢要件の上限部分は次表のとおりとする。

| 選考年度 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---------|-------|---|-------|----|-------|----|
| 年齢要件の上限 | 62歳未満 | | 63歳未満 | | 64歳未満 | |

(7) 採用後の任用上の取扱い

昇任選考又は昇任能力実証の受験資格における、在職期間要件の判定に当たっては、採用前の勤務経験年数を通算する。

(8) 初任給

退職時の級号給を基礎とし、退職年度以降の期間に応じた加算を行う。

3 その他

本制度の導入に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

4 導入時期

令和 7 年度からとする。

医療技術系職員の免許取得前の採用の拡充について(案)

1 趣旨

更なる人材確保を図るため、医療技術系職員の免許取得前の採用を拡充する。

2 内容

- (1) 免許取得前に採用ができる職に、「歯科衛生(見習)」、「検査技術(見習)」及び「栄養士(見習)」を追加する。
- (2) (1)により追加する職及び看護師Ⅱ類(短大3卒)の免許取得前の採用時における初任給は、各職の免許取得後の初任給基準より4号低い号給とする。

3 適用時期

令和7年度からとする。

育児休業に伴う任期付職員の採用区分等の見直しについて(案)

1 趣旨

育児休業取得職員の欠員補充を十分に行うとともに、複雑・多様化する行政需要に対応することを可能にするために、育児休業に伴う任期付職員採用制度における採用区分等の見直しを行う。

2 内容

職種「事務」「福祉」「土木造園」「建築」「機械」「電気」「検査技術」「栄養士」の採用区分にⅠ類を、職種「歯科衛生」の採用区分にⅡ類を追加する。

また、職種「福祉」のⅡ類について、採用選考基準等として定める経歴・資格・免許のうち、社会福祉士の資格を有する者を削除する。

なお、詳細は別紙のとおりとする。

3 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

4 適用時期

令和7年度からとする。

| 職種 | 現行 | | | | 改正後 | | | | |
|-----|------|-------|-------------|----------|--|-------|-------------|--|---|
| | 採用区分 | 給料 | 選考の基準及び方法 | | 採用区分 | 給料 | 選考の基準及び方法 | | |
| | | | 年齢 | 経歴・資格・免許 | | | 年齢 | 経歴・資格・免許 | |
| 事務系 | 事務 | - | - | - | - | I 類 | 行(一) 1 級 | 次のいずれかに該当する者 (1) 22 歳以上 (2) 22 歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者又はそれと同等の資格があると認められる者 | |
| | | III 類 | 行(一) 1 級 | 18 歳以上 | | III 類 | 〃 | 18 歳以上 | |
| 福祉系 | 福祉 | - | - | - | - | I 類 | 行(一) 1 級 | 次のいずれかに該当する者 (1) 22 歳以上 (2) 22 歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者又はそれと同等の資格があると認められる者 | 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士の資格を有する者 (2) 児童指導員の資格を有する者 (3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 (4) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者、かつ、幼稚園教諭普通免許状を有している者 |
| | | II 類 | 行(一) 1 級 | 20 歳以上 | 次のいずれかに該当する者 (1) <u>社会福祉士の資格を有する者</u> (2) 児童指導員の資格を有する者 (3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 (4) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者、かつ、幼稚園教諭普通免許状を有している者 | II 類 | 〃 | 20 歳以上 | 次のいずれかに該当する者 (1) <u>児童指導員の資格を有する者</u> (2) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 (3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者、かつ、幼稚園教諭普通免許状を有している者 |

※ 下線部は、今回の見直し箇所

| 職種 | 現行 | | | | 改正後 | | | |
|-------|------------------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|---------------|--|
| | 採用 区分 | 給料 | 選考の基準及び方法 | | 採用 区分 | 給料 | 選考の基準及び方法 | |
| | | | 年齢 | 経歴・資格・免許 | | | 年齢 | 経歴・資格・免許 |
| 一般技術系 | 土木造園 建築 機械 電気 | - | - | - | - | I 類 | 行(一) 1 級 | 次のいずれかに該当する者 (1) 22 歳以上 (2) 22 歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者又はそれと同等の資格があると認められる者 |
| | | III 類 | 行(一) 1 級 | 18 歳以上 | | III 類 | 〃 | 18 歳以上 |
| 医療技術系 | 歯科衛生 | - | - | - | - | II 類 | 医(二) 1 級 | 歯科衛生士の免許を有する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 平成 16 年文部科学省厚生労働省令第 5 号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則により指定を受けた修業年限 3 年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した者 (2) 上記の改正前の規則により指定を受けていた修業年限 2 年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した者 |
| | | III 類 | 医(二) 1 級 | | 歯科衛生士の免許を有する者 | III 類 | 〃 | 歯科衛生士の免許を有する者 |
| | 検査技術 | - | - | - | - | I 類 | 医(二) 1 級 | 大学において職務と関連する学科を修め卒業し、臨床検査技師の免許を有する者 |
| | | II 類 | 医(二) 1 級 | | 臨床検査技師の免許を有する者 | II 類 | 〃 | 臨床検査技師の免許を有する者 |
| 栄養士 | - | - | - | - | I 類 | 医(二) 1 級 | 管理栄養士の免許を有する者 | |
| | II 類 | 医(二) 1 級 | | 栄養士の免許を有する者 | II 類 | 〃 | 栄養士の免許を有する者 | |

主任職昇任選考への前倒し受験方式の導入について(案)

1 趣旨

現行の主任職昇任選考は、受験負担の増加等により、従前の主任主事昇任選考と比較して受験率が低下していることから、若年層職員の昇任へのモチベーション維持・向上を図るため、新たな受験方式を導入する。

2 内容

(1) 導入する受験方式

選考方法のうち筆記試験の一部の免除資格を得るため、主任職昇任選考の受験資格を得る前の者が、前倒して筆記試験の一部のみ受験できる方式(以下「前倒し受験方式」という。)とする。

(2) 導入方法

各区が必要に応じて導入できることとする。

(3) 選考種別

種別Aを基本とし、B(特例)、C(特例)についても、筆記試験の一部を前倒して実施することが可能な場合は、併せて導入する。

(4) 対象者

前倒し受験方式を導入する選考種別の受験資格を得る1年前の者とする。

- (5) 免除資格者（前倒し受験方式合格者）の取扱い
当該年度の主任職昇任選考合格には至らない。
- (6) 免除資格の付与基準
各区において決定する。
- (7) 免除資格の付与期間
各区において決定する。
- (8) 人事交流者の取扱い
免除資格は引き継がないこととする。
- (9) その他
前倒し受験方式を導入する場合は、分割及び免除受験方式を併せて導入することとする。

〔参考〕 分割及び免除受験方式について

| | |
|--------|---|
| 分割受験方式 | 選考方法のうち筆記試験の一部の免除資格を得るため、筆記試験の一部のみを受験する方式。当該年度の主任職昇任選考合格には至らない。 |
| 免除受験方式 | 選考方法のうち筆記試験の一部の免除資格を得ている者が、その他の試験を受験する方式 |

3 導入時期

令和7年度からとする。